

# 計画の内容

令和2年度交通安全実施計画の内容は、第9次北九州市交通安全計画の各論（講じようとする施策）の節項目ごとに作成しています。

節	1 道路交通環境の整備
項	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
目	1 生活道路における交通安全対策の推進

## 1 計画の実施方針及び重点

歩行者や自転車の事故が多発している住居系・商業系地区において、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、警察と道路管理者が連携して、人優先の道路交通環境の整備を推進する。

特に、市街地等における生活道路の安全対策として、「ビッグデータを活用した生活道路の安全対策」や区域内の最高速度を30km/hに規制するとともに、歩道や路側帯の設置・拡幅等を行うことにより通過交通の抑制を図る「ゾーン30」を、警察と道路管理者が連携して整備する。

## 2 計画の内容

### (1) 「ビッグデータを活用した生活道路の安全対策」

ビッグデータの活用により、これまでの事故発生箇所に対する対症療法型の安全対策ではなく、生活道路における潜在的な危険箇所（速度超過箇所や急ブレーキ箇所など）を特定し、効果的で効率的な安全対策を地域住民の協力のもと、住民・行政・警察などが一緒に考え、実施する。

#### ア 計画の概要

##### ○安全対策の立案

ビッグデータを活用して地域の課題を抽出、地元、小学校、警察、市などと協力し、交通安全対策の計画を立案

##### ○対策内容例

##### 【ハード対策】

進入口を入りにくくする：スムーズ歩道、ライジングボラードの設置

速度抑制：凸部(ハンプ)、狭窄、シケインの設置

歩行者、自転車通行空間の確保：カラー舗装、自転車通行帯の設置

危険箇所：防護柵の設置 など

##### 【ソフト対策】

ゾーン30の設定、一方通行の規制、交通指導の強化

##### ○対策エリア

行政区	地区名	事業
門司区	柳町地区	事業継続中
	栄町地区	事業継続中
小倉北区	昭和町地区	事業継続中
	足原地区	完了
小倉南区	中曽根東地区	事業継続中
若松区	若松中央小学校地区	事業継続中
八幡東区	川淵町地区	事業継続中
	祇園地区	事業継続中
八幡西区	大浦地区	事業継続中
	千代ヶ崎地区	事業継続中
戸畑区	あやめが丘小学校地区	事業継続中

※ビッグデータ：国土交通省が提供するETC2.0のビッグデータ。

車載車両の速度・急制動・走行経路などのデータを地図に落とし込むことにより、潜在的な危険箇所を特定する。

(2) 「あんしん歩行エリア」の整備

現在、市内7地区を「あんしん歩行エリア」に指定しており、このうち2地区は事業が完了している。残り5地区については、死傷事故の抑制に向けて引き続き警察と道路管理者が連携して安全対策を推進する。

ア 計画の概要

(道路管理者：北九州市（建設局道路計画課）)

- 交差点改良、右折車線の設置
- 歩道の整備
- 道路照明、視線誘導標の設置
- 路側帯のカラー化や防護柵の設置

イ 地区

○北九州地区 … 7地区

行政区	地区名	事業	削減目標
門司区	大里地区	事業継続中	達成
小倉北区	下到津・金田・白萩地区	事業継続中	未達成
小倉南区	葛原地区	完了	達成
若松区	二島地区	完了	達成
八幡東区	八幡東地区	事業継続中	未達成
八幡西区	鉄竜地区	事業継続中	達成
戸畑区	戸畑駅周辺地区	事業継続中	未達成

(3) 「ゾーン30」の整備

平成24年度から、県警察と道路管理者が連携して、令和元年度末までに54箇所を整備している。今後も、引き続き整備要望があり、交通規制基準にも合致する箇所にあつては、積極的に整備を検討するとともに、物理的デバイス等の設置を図るなど、ゾーン内の充実化を推進する。

(警察)

- ・最高速度30km/hの区域規制の実施
- ・横断歩道等の交通規制の実施

(道路管理者：北九州市建設局道路計画課)

- ・イメージハンプ、路側帯のカラー舗装化等

(4) 生活道路の安全対策における支援

生活道路の安全対策を推進するため、北九州国道事務所では、関係機関からの要請に応じて、ビッグデータによるエリア分析のデータ提供や福岡県道路交通環境安全推進連絡会議を通じて、有識者からの技術的助言などの支援を実施する。

### 3 前年度の実績

(1) 警察

「ゾーン30」令和元年度整備箇所 2箇所

(2) 北九州市（建設局道路計画課）

あんしん歩行エリア内の歩道整備、路肩のカラー化、防護柵、照明灯の設置

### 4 令和2年度の予算額

北九州市（建設局道路計画課）

615,000千円

実施機関：北九州国道事務所、警察、  
北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課、建設局道路計画課）

節	1 道路交通環境の整備
項	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
目	2 通学路等における交通安全の確保

### 1 計画の実施方針及び重点

(1) 北九州国道事務所

歩道の整備に当たっては、通学路等に重点を置き、都心部だけでなく地方部においても、関係機関と協議の上、整備を推進する。

(2) 警察

幼児・児童の安全な通行を確保するため、

○横断歩道等の交通規制の実施

○押ボタン式信号機、視覚障害のある人用付加装置信号機等の整備や歩行者用信号灯器の増灯

を推進する。

(3) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

運転者に通学路に対する注意を喚起し、児童の登下校時の安全な通行を確保するため、通学路に「文」マークを標示する。

(4) 北九州市（建設局道路計画課）

登下校時における児童・生徒の安全確保を図るため、平成27年11月に策定した「北九州市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、警察、学校関係者が連携して通学路の安全点検を行い、必要な対策を実施する。

また、平成24年度に行った通学路の緊急合同点検において、要対策箇所となった579箇所のうち道路管理者所管分396箇所については、389箇所の対策が完了した（ソフト対策実施46箇所含む）。残り7箇所は、用地買収が必要なため事業期間が長期となるものや、関係者との調整に時間を要している箇所であり、継続して対策を行う。

### 2 計画の内容

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

路面標示予定箇所数 35箇所

### 3 前年度の実績

(1) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

「文」マークの標示箇所数（単位：箇所）

	新設	再表示
門司区	0	6
小倉北区	0	5
小倉南区	0	11
若松区	0	1
八幡東区	0	1
八幡西区	0	9
戸畑区	0	2
合計	0	35

(2) 北九州市（建設局道路計画課）

歩道等

（単位：m）

種別	区分	事業量
	一般国道	0
	主要地方道	40
	一般県道	290
	市道	2,567
	計	2,897

実施機関：北九州国道事務所、警察、北九州市（建設局道路計画課）

節	1 道路交通環境の整備
項	1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
目	3 高齢者、障害のある人等の安全のための歩行空間等の整備

**1 計画の実施方針及び重点**

(1) 北九州国道事務所  
高齢者、身体障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、バリアフリー化施策を推進し、安全かつ安心して歩くことのできる歩行空間を整備する。

(2) 警察  
駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心にバリアフリー化施策を推進し、高齢者や身体障害のある人等が公共交通機関を利用した場合の利便性及び安全性の向上を図る。

(3) 北九州市（建設局道路計画課）  
高齢者、身体障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、バリアフリー化施策を推進し、安全かつ安心して歩くことのできる歩行空間を整備する。

**2 計画の内容**

(1) 北九州国道事務所  
駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間においては、高齢者、身体障害のある人等にやさしい歩道整備、バリアフリー化を考慮し、歩道の段差解消、勾配の改善等を推進する。

(2) 警察  
ア 歩行者及び自転車利用者の安全・安心な道路交通環境を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、道路管理者事業に併せて交通規制の実施及び交通安全施設等の整備を推進・促進する。  
イ 高齢者や身体障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、道路管理者事業に併せた交通規制の実施及びバリアフリー対応型信号機（視覚障害のある人用付加装置信号機、歩車分離式信号等）等の整備を推進する。  
ウ 高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器の更新、道路標識・標示の高輝度化等高齢者が見やすく分かりやすい交通安全施設等の整備を推進する。  
エ 高齢運転者等の安全な運転を支援するため、高齢運転者等が日常生活において利用する官公庁、病院、福祉施設等の駐車場が駐車需要を満たしていない場合は、必要に応じて当該施設の周辺道路における高齢運転者等専用駐車区間の整備を図る。

(3) 北九州市（建設局道路計画課）  
高齢者・障害のある人等の移動の円滑化のために、生活関連施設の周辺等を中心に、幅の広い歩道の整備、既存歩道の段差解消及び勾配の改善などを推進し、歩行空間のバリアフリー化を行う。

**3 前年度の実績**  
北九州市（建設局道路計画課）  
歩道の設置やバリアフリー化を行なった整備延長 4.0 k m

**4 令和2年度の予算額**  
北九州市（建設局道路計画課）  
609,000千円

実施機関：北九州国道事務所、警察

節	1 道路交通環境の整備
項	2 高速道路の更なる活用推進による生活道路との機能分化
目	
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所 自動車交通をより安全性の高い自動車専用道路等の幹線道路に転換するとともに、生活道路においては、歩行者・自転車中心の道路交通を形成するための対策を推進する。</p> <p>(2) 警察 道路管理者が計画する自動車専用道路等がより有効に活用推進されるために適切な道路協議を実施し、交通の安全と円滑に努める。</p> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所 自動車専用道路の整備を推進するとともに、生活道路の安全対策を推進するため、関係機関からの要請に応じて、ビッグデータによるエリア分析のデータ提供や福岡県道路交通環境安全推進連絡会議を通じて、有識者からの技術的助言などの支援を実施する。</p> <p>(2) 警察 道路協議にあっては、主に各種交通規制の設定や自動車専用道路等へのスムーズなアクセス等について検討する。</p>	

実施機関：北九州国道事務所

節	1 道路交通環境の整備																					
項	3 幹線道路における交通安全対策の推進																					
目	1 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進																					
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>事故データや地域の声等を踏まえて優先的に検討する区間をリスト化した「福岡県版 事故危険区間リスト」に基づき、交通安全対策を効率的に実施する。</p> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>検討するにあたっては、基本的にリストに掲載されている区間から優先的に事故の原因分析や対策案の検討を実施し、このうち緊急性や妥当性、実現性等を総合的に勘案し順次対策を実施する。</p> <p><b>3 前年度の実績</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>箇所名</th> <th>事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道3号</td> <td>西鞆ヶ谷交差点改良</td> <td>57,000</td> </tr> <tr> <td>国道3号</td> <td>萩原二丁目交差点改良</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>国道10号</td> <td>横代交差点改良</td> <td>21,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>4 令和2年度の予算額</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>箇所名</th> <th>事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道10号</td> <td>横代交差点改良</td> <td>108,000</td> </tr> <tr> <td>国道10号</td> <td>下曾根駅入口交差点改良</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table>		路線名	箇所名	事業費（千円）	国道3号	西鞆ヶ谷交差点改良	57,000	国道3号	萩原二丁目交差点改良	30,000	国道10号	横代交差点改良	21,000	路線名	箇所名	事業費（千円）	国道10号	横代交差点改良	108,000	国道10号	下曾根駅入口交差点改良	9,000
路線名	箇所名	事業費（千円）																				
国道3号	西鞆ヶ谷交差点改良	57,000																				
国道3号	萩原二丁目交差点改良	30,000																				
国道10号	横代交差点改良	21,000																				
路線名	箇所名	事業費（千円）																				
国道10号	横代交差点改良	108,000																				
国道10号	下曾根駅入口交差点改良	9,000																				

節	1 道路交通環境の整備
項	3 幹線道路における交通安全対策の推進
目	2 事故危険箇所対策の推進

### 1 計画の実施方針及び重点

#### (1) 事故危険箇所対策

死傷事故は特定の箇所に集中して発生する傾向があり、第3次社会資本整備重点計画（計画期間：平成24～28年度、平成24年8月31日閣議決定）において、北九州国道事務所所管分18箇所（うち北九州市内13箇所）、北九州市所管分20箇所が事故危険箇所に選定された。

また、第4次社会資本整備重点計画（計画期間：平成27～令和2年度、平成27年9月18日閣議決定）において、北九州国道事務所所管分13箇所（うち北九州市内7箇所）、北九州市所管分17箇所が事故危険箇所に選定された。

事故危険箇所では、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な死傷事故抑止対策を講じることにより、死傷事故を約3割抑止することを目指す。

#### (2) 交通事故多発交差点対策

事故危険箇所対策に加え、交通事故多発交差点について、交通規制の見直し、交通安全施設等の整備、交通指導取締り、交通安全教育等を積極的に推進するなど、交通事故総量の減少と交通死亡事故の抑止を図る。

### 2 計画の内容

#### (1) 事故危険箇所対策

第3次計画は市内33箇所（うち市所管20箇所）、第4次計画は市内24箇所（うち市所管17箇所）の事故危険箇所を、県警本部と道路管理者が連携して、交通事故実態を踏まえた事故防止対策を推進する。

#### (2) 対策内容

県警察本部と道路管理者が連携して、事故危険箇所における交通事故実態を踏まえた事故防止対策を推進する。

##### ア 道路管理者

- ・ 交差点改良、付加車線の設置
- ・ 道路照明、視線誘導標、道路標識、防護柵の整備
- ・ 路面表示の設置（区画線、注意喚起表示、減速誘導表示、停止線強調表示等）
- ・ 排水性舗装、滑り止め舗装、カラー舗装の整備
- ・ 車線分離板、道路反射鏡の設置

##### イ 県警察本部

- ・ 信号機の新設・改良（多現示化・右折分離化等）、信号機の設定秒数の見直し等
- ・ 道路標識・道路標示の高輝度化
- ・ 道路交通情報の提供等
- ・ 交通指導取締り等

### 3 事故危険箇所選定箇所

北九州国道事務所

#### ア 第3次社会資本整備重点計画

事故危険箇所（北九州国道事務所管理箇所【北九州市内分】）

交差点/単路	路線名	箇所名	進捗状況
交差点部 事故 (12箇所)	国道3号	小倉北区真鶴2丁目6番地(歯大前西交差点)	対策済
	国道3号	戸畑区福柳木2丁目15番地(福柳木交差点)	対策済
	国道10号	小倉北区霧ヶ丘1丁目20番地(高防2丁目交差点)	対策済

	国道3号	八幡西区藤田1丁目3番地(藤田二丁目交差点)	対策済
	国道3号	八幡西区藤田2丁目3番地(藤田三丁目交差点)	対策済
	国道3号	八幡西区黒崎3丁目12番地(筒井町交差点)	未対策
	国道3号	八幡西区穴生4丁目9番地(穴生四丁目交差点)	未対策
	国道10号	小倉北区片野1丁目11番地(黄金二丁目交差点)	対策済
	国道10号	小倉南区湯川5丁目5番地(安部山入口交差点)	対策済
	国道10号	小倉南区長野1丁目1番地(長野一丁目交差点)	事業中
	国道10号	小倉南区津田新町3丁目16番地(津田西交差点)	対策済
	国道10号	小倉南区朽網西1丁目9番地(朽網交差点)	対策済
単路部 事故 (1箇所)	国道10号	小倉南区湯川1丁目2番地～小倉南区湯川1丁目5番地	対策済

イ 第4次社会資本整備重点計画

事故危険箇所(北九州国道事務所管理箇所【北九州市内分】)

交差点/単路	路線名	箇所名	進捗状況
交差点部 事故 (7箇所)	国道3号	小倉北区木町3丁目2(木町三丁目交差点)	対策済
	国道10号	小倉北区片野新町2丁目(片野新町2丁目交差点)	対策済
	国道3号	戸畑区西鞆ヶ谷町2丁目(西鞆ヶ谷交差点)	対策済
	国道3号	八幡東区西本町3丁目(西本町3丁目交差点)	対策済
	国道3号	八幡西区萩原2丁目(萩原2丁目交差点)	対策済
	国道3号	八幡西区則松2丁目(東筑高校入口交差点)	対策済
	国道10号	小倉南区横代北町2丁目(横代交差点)	事業中

(2) 北九州市（建設局道路計画課）  
 ア 第3次社会資本整備重点計画  
 事故危険箇所（市管理箇所）

交差点/単路	路線名	区間名及び交差点名	進捗状況
交差点部 事故 (18箇所)	国道199号	小倉北区室町二丁目6番（室町一丁目交差点）	対策済
	国道199号	小倉北区米町一丁目1番（小倉駅前交差点）	対策済
	国道199号	八幡西区大浦三丁目1番（九州女子大学前交差点）	対策済
	国道199号	八幡西区御開四丁目8番（本城運動公園）	対策済
	国道199号	若松区鴨生田一丁目1番（鴨生田交差点）	対策済
	国道199号	若松区修多羅一丁目17番（若松駅西交差点）	対策済
	国道200号	八幡西区別当町28番地（引野交差点）	対策済
	国道322号	小倉南区長行東一丁目1番（桜橋南交差点）	未対策
	国道495号	若松区大字安瀬64-73（響町入口交差点）	対策済
	(主)門司行橋線	門司区大字吉志337-1（吉志交差点）	対策済
	(主)門司行橋線	小倉南区下曾根一丁目8番（下曾根一丁目交差点）	対策済
	(主)門司行橋線	小倉南区葛原東三丁目1番（寺迫口北交差点）	対策済
	(主)北九州芦屋線	若松区高須西二丁目1番（向田橋交差点）	対策済
	(主)北九州芦屋線	若松区高須北三丁目1番（高須交差点）	対策済
	(主)有毛引野線	若松区大字大鳥居147-1（大鳥居西交差点）	対策済
	(主)有毛引野線	八幡西区竹末一丁目4番（竹末一丁目交差点）	対策済
	(主)有毛引野線	八幡西区力丸町7番（力丸町交差点）	対策済
	(1)黄金片野1号線	小倉北区片野三丁目15番（片野交番前交差点）	対策済
単路部 事故 (2箇所)	国道322号	小倉南区守恒本町一丁目3～5番	未対策
	(主)八幡戸畑線	八幡東区枝光二丁目5～3番	対策済

イ 第4次社会資本整備重点計画  
 事故危険箇所（市管理箇所）

交差点/単路	路線名	区間名及び交差点名	進捗状況
交差点部 事故 (17箇所)	国道3号	門司区東本町1丁目1番（鎮西橋交差点）	対策済
	国道3号	門司区大里東口2番（大里東口交差点）	未対策
	国道199号	小倉北区浅野2丁目15番（国際会議場入口交差点）	対策済
	国道199号	戸畑区幸町11番（幸町交差点）	未対策
	国道199号	小倉北区西港町11番（西港町交差点）	未対策
	国道199号	八幡西区本城2丁目8番（本城2丁目交差点）	未対策
	国道199号	八幡西区本城5丁目1番（本城（古開）交差点）	未対策
	国道200号	八幡西区馬場山西一丁目（馬場山交差点）	未対策
	国道211号	八幡西区割子川2丁目4番（割子川2丁目交差点）	未対策
	国道322号	小倉南区北方2丁目1番（競馬場入口交差点）	未対策
	(主)徳力葛原線	小倉南区志井1丁目1番（志井郵便局前交差点）	事業中
	(主)八幡戸畑線	八幡東区中央2丁目1番（中央町交差点）	未対策
	(主)八幡戸畑線	戸畑区幸町7番（元宮踏切横交差点）	未対策
	(主)曾根鞆ヶ谷線	小倉南区南若園町1番（企救中学校前交差点）	未対策
	(県)本城熊手線	八幡西区本城東1丁目6番（本城東1丁目交差点）	未対策
	(市)西本町枝光1号線	八幡東区東田1丁目1番（東田高炉広場入口交差点）	対策済
	(市)前田東浜1号線	八幡東区大字前田（洞岡門前交差点）	対策済

節	1 道路交通環境の整備
項	3 幹線道路における交通安全対策の推進
目	3 幹線道路における交通規制
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、道路網全体の中でそれぞれの道路の社会的機能、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、交通流・量の状況を的確に把握し、地域の実情に応じた効果的な交通規制を推進する。</p> <p>(1) 交通規制の見直し 交通実態の変化等に応じて既存の交通規制を見直すなど、規制内容をより合理的なものにする。</p> <p>(2) 安全で快適な都市交通確保のための交通規制 都市部における交通規制を計画的に推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図るとともに、路線バス等大量公共輸送機関の安全と円滑な通行を確保し、一般交通との調和を図る。</p> <p>(3) 高速自動車国道等における交通規制 ア 高速自動車国道等の新設・改良に際しては、事前に道路管理者との緊密な協議を行い、安全で円滑な交通を確保するための交通規制を推進する。 イ 交通状況を総合的に勘案して、交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるよう見直しを検討する。</p> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(1) 交通実態に合った合理的な交通規制 交通規制の理由や必要性が希薄化している場合は、積極的に見直しを実施し、道路交通環境の改善を図る。</p> <p>(2) 道路事業に合わせた交通規制 道路の新設及び改良については、道路管理者との協議に基づき、供用時期に合わせて交通規制を実施する。</p>	

実施機関：北九州国道事務所、警察

節	1 道路交通環境の整備
項	3 幹線道路における交通安全対策の推進
目	4 重大事故の再発防止
<b>1 計画の実施方針及び重点</b> 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日閣議決定及び平成27年9月18日閣議決定)に基づき、交通安全施設等を重点的に整備し、安全・安心な交通環境の確立を図る。	
<b>2 計画の内容</b> (1) 北九州国道事務所 重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等の事故発生要因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより、同様の事故の再発を防止する。 (2) 警察 交通死亡事故等の重大事故が発生した場合、同一場所における交通事故の再発防止対策を講じるため、道路管理者等と合同で行う現場調査等で道路交通環境の改善を図る。	

実施機関：北九州国道事務所、北九州市（建設局道路計画課、道路維持課）

節	1 道路交通環境の整備
項	3 幹線道路における交通安全対策の推進
目	5 適切に機能分担された道路網の整備

**1 計画の実施方針及び重点**

(1) 北九州国道事務所  
都心部における道路の著しい混雑、交通事故等の防止を図るため、バイパス等の整備を推進する。

(2) 北九州市（建設局道路計画課、道路維持課）  
交通安全施設等整備事業による事業のほか、交通安全に寄与する道路の新設・改築事業を推進する。

**2 計画の内容**

(1) 北九州国道事務所  
国道3号黒崎バイパスの整備を推進する。

(2) 北九州市（建設局道路維持課）

ア 都市部における道路交通の効果的分散を図り、道路交通の著しい混雑の解消、交通事故の削減を図るため、幹線道路ネットワークの整備を推進する。

イ 道路の新設・改築にあたっては、交通安全施設についても併せて整備を図る。歩行者、自転車利用の多い地域等においては、歩行者、自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため歩道、自転車歩行者道等の整備に取り組み、あわせて防護柵、道路標識、道路照明等を整備する。

ウ 既存の道路においては、区画線の引換えや側溝の改良等による路肩整備を行い、車道を走行する自転車の安全性向上を図る。

エ 幹線道路に囲まれた居住地内においては、通過交通を居住地域内から排除するため、幹線道路に転換させる方策を強化するとともに、歩道設置等の局部改良を総合的に実施する。

オ 交通混雑が著しい都心地区、鉄道駅周辺地区等においては、人と車の交通を分離し、歩行者空間をより確保するため、地区周辺の幹線道路や交通広場等の総合的な整備を推進する。

実施機関：警察、北九州市（建築都市局都市交通政策課）

節	1 道路交通環境の整備
項	3 幹線道路における交通安全対策の推進
目	6 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

**1 計画の実施方針及び重点**  
高速自動車国道等においては、緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、事故多発区間における交通安全施設等の整備を計画的に推進するとともに、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、併せて適正な交通規制を実施する。

**2 計画の内容**  
ア 交通事故抑止に向けた総合的施策の重点的实施  
事故多発区間のうち緊急に対策を実施すべき場所について、事故原因等の詳細な分析を行い、交通管理者と道路管理者と相互で連携の下必要な安全対策を推進する。  
また、逆走による事故防止のため、交通管理者と道路管理者の相互で連携し、逆走事案発生箇所の現場点検を行い各種逆走防止対策を実施する。  
イ 安全で快適な交通環境づくり  
過労運転やイライラ運転を防止し、安全で快適な自動車通行空間の確保を図るため、交通管理者と道路管理者の相互で緊密な連携を図り、交通事故車両や故障車両の早期撤去等を推進するとともに、情報通信技術を活用してリアルタイムな道路交通情報の提供を推進する。  
また、事案発生時においては、一般道路との調整により、必要な交通規制の実施及び道路交通情報の提供を行い、適切な誘導の実施に努める。

(2) 北九州市（建築都市局都市交通政策課）  
情報収集装置等の高速交通施設を活用して、都市高速道路の安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。

実施機関：北九州国道事務所

節	1 道路交通環境の整備
項	3 幹線道路における交通安全対策の推進
目	7 改築等による交通事故対策の推進

**1 計画の実施方針及び重点**  
歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、バイパスや、現道拡幅等の整備により歩道等を設置、又は拡幅を行う。また、交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため交差点のコンパクト化、右折レーン設置等を推進する。

**2 計画の内容**  
歩道等の整備及び、交差点改良（コンパクト化、右折レーン設置等）や、現道の改築による道路交通環境の整備を実施する。

実施機関：警察、北九州市（建設局道路計画課）

節	1 道路交通環境の整備
項	3 幹線道路における交通安全対策の推進
目	8 交通安全施設等の高度化
<b>1 計画の実施方針及び重点</b>	
(1) 警察 道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機設置を検討する。	
(2) 北九州市（建設局道路計画課） 道路利用者の安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、交通事故が多発している箇所等において、事故分析に基づき効果的な対策を検討する。	
<b>2 計画の内容</b>	
(1) 警察 既存の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、右折分離化、多現示化等の高度化を推進する。特に、幹線道路で夜間等横断交通が極めて少なくなる場所については、信号機の半感応化を推進する。	
(2) 北九州市（建設局道路計画課） 交通事故が多発している箇所等において、維持補修にあわせて、道路標識の高輝度化等、高機能舗装、高視認性区画線の整備を推進する。	

実施機関：北九州自動車検査登録事務所

節	1 道路交通環境の整備
項	4 踏切道の交通事故の安全と円滑化を図るための措置
目	
<b>1 計画の実施方針及び重点</b>	
自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。	

実施機関：北九州国道事務所、警察

節	1 道路交通環境の整備
項	5 交通安全施設等整備事業の推進
目	1 交通安全施設等の戦略的維持管理

**1 計画の実施方針及び重点**

(1) 北九州国道事務所  
交通安全施設等の現状を把握し、変状を早期に発見するとともに、対策の要否を判定し、道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的に、老朽施設の更新、施設の長寿命化を推進する。

(2) 警察  
平成31年度を初年度とする「福岡県公共施設等総合管理計画」に基づき、優先順位を付し、計画的な維持管理を推進する。

**2 計画の内容**

(1) 北九州国道事務所  
道路巡回などの日常管理、定期点検等により、変状を早期に発見し、「令和2年度道路維持管理計画（案）」に基づき、適切な時期に、施設の更新や補修を実施する。

(2) 警察

ア 定期点検の充実  
専門的な知見を有する業者に点検委託し、点検の充実を図る。

イ 計画的な維持管理の推進  
点検状況や補修、更新等の情報を基に、更新の優先順位を付け、計画的な維持管理を推進する。

ウ 施設総量の最適化  
交通状況の変化等により、必要性の低下した施設については、当該施設がこれまで果たしてきた役割を考慮の上、代替の交通安全対策、地域住民の意見など様々な要素を基に最適配置を検討する。

節	1 道路交通環境の整備
項	5 交通安全施設等整備事業の推進
目	2 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

## 1 計画の実施方針及び重点

### (1) 北九州国道事務所

「通学路」に指定された区間の死傷事故抑止を図るため、警察等と連携し、安全安心な歩行空間の整備を推進する。

自転車に関連する交通事故が多い箇所について、警察と協力し、自転車道等の整備を行い、交通事故の抑止を図る。

### (2) 警察

第4次社会資本整備重点計画に基づき、計画的な交通安全施設等の整備充実を図るとともに、適切かつ効果的な運用を推進する。

#### ア 歩行者等の安全通行の確保

歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、区域内の最高速度を30km/hに規制するとともに、歩道や路側帯の設置・拡幅等を行うことにより通過交通の抑制を図る「ゾーン30」を道路管理者と連携して整備推進する。

また、「高齢者、障害のある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に基づき指定した「バリアフリー重点整備地区」については、主要な生活関連経路のバリアフリー化を推進する。

#### イ 通学児童等の安全通行の確保

合同点検の結果を踏まえた通学路等の計画的な交通安全施設等の整備を推進する。

#### ウ 生活ゾーン、スクールゾーン内の交通規制の見直し

生活ゾーン、スクールゾーン内の交通規制で、規制開始から長期間見直しがなされていないものについて、交通実態に応じた見直しを行う。

### (3) 北九州市（建設局道路計画課、道路維持課）

交通事故の多発している住居系・商業系地区において、歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、警察と連携して、「あんしん歩行エリア」の整備を推進する。

また、通学路については、平成27年11月に策定した「北九州市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、警察、学校関係者が連帯し、引き続き安全対策に取り組む。自転車通行空間については、「北九州市自転車利用環境計画」に基づいて、自転車走行空間ネットワークを構築する。

## 2 計画の内容

### (1) 北九州国道事務所

ア 通学路に指定され、多くの児童が利用するなど事故危険性が高い区間の歩道等の整備を重点的に行う。

イ 生活道路の安全対策を推進するため、関係機関からの要請に応じて、ビッグデータによるエリア分析のデータ提供や福岡県道路交通環境安全推進連絡会議を通じて、有識者からの技術的助言などの支援を実施する。

### (2) 警察

#### ア 信号機の整備

生活道路等における歩行者や自転車の事故多発箇所への信号設置、高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリー対応型信号機（視覚障害のある人用付加装置信号機、歩車分離式信号等）の整備を推進するとともに、既存の信号交差点において、歩行者及び自転車にとって守られやすい信号機の運用見直しを行う。

#### イ 道路標識の整備

昼夜間の道路標識の視認性・識別性向上のため、道路標識の高輝度化等を図る。

ウ 道路標示の整備

夜間、降雨時の視認性向上のため、横断歩道を始めとする道路標示の更新、高輝度化を推進する。

(3) 北九州市(建設局道路計画課、道路維持課)

「あんしん歩行エリア」7地区のうち5地区(事業継続中の路線を含む地区や、事故発生件数削減目標を達成できていない地区)の整備を重点的に推進する。

また、通学路については、平成27年11月に策定した「北九州市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、警察、学校関係者が連携して通学路の安全点検を行い、必要な対策を実施する。また、平成24年度に行った緊急合同点検の要対策必要箇所のうち、令和元年度末までに完了していない箇所(道路管理者所管分8箇所)について引き続き対策を進めるとともに、新たに対策が必要な箇所について整備を行う。

(計画の概要)

- 交差点改良、右折車線の設置
- 歩道等の整備、路側帯のカラー舗装化
- 道路照明、視誘導標の設置
- 区画線等の整備 等

自転車通行空間については、自転車走行空間ネットワーク計画を作成し、自転車交通量や自転車事故件数、通学路などを考慮して優先整備路線の設定を行い、計画的に整備を進めていく。

(計画の概要)

- 自転車通行帯等の設置
- 路肩の整備
- 注意喚起の路面表示 等

節	1 道路交通環境の整備
項	5 交通安全施設等整備事業の推進
目	3 幹線道路対策の推進
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所 死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路を事故危険箇所として選定し、警察と協力し、死傷事故の抑止を図る。</p> <p>(2) 警察 ア 第4次社会資本整備重点計画に基づき、計画的な交通安全施設等の整備充実を図るとともに、適切かつ効果的な運用を推進する。 イ 幹線道路等の交通事故が多発している交差点や単路において、集中的に交通安全施設等の整備を行い、交通事故の抑止を図る。</p> <p>(3) 北九州市（建設局道路計画課） 事故危険箇所について、警察や関係機関と連携を図りながら、道路管理者事業としての交通安全施設等の整備や交差点の改良等を実施して、安全な道路交通環境を確保する。</p> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所 事故危険箇所について、警察・関係機関等と連携を図りながら、それぞれの箇所における必要な対策を実施する。</p> <p>(2) 警察 ア 信号機の整備 幹線道路においては、安全で安定した交通流形成のため、集中制御信号機による効果的な運用を図るとともに、道路管理者と共同した事故多発地点における信号機の多現示化等の改良・見直しを推進する。 イ 道路標識の整備 昼夜間の道路標識の視認性・識別性向上のため、道路標識の高輝度化等を図る。 ウ 道路標示の整備 夜間、降雨時の視認性向上のため、横断歩道を始めとする道路標示の更新及び高輝度化を推進する。</p> <p>(3) 北九州市（建設局道路計画課） 事故危険箇所対策の推進 交通事故が多発する事故危険箇所を道路管理者と警察が一体となって、各種交通安全対策を実施する。</p>	

実施機関：北九州国道事務所、警察、北九州市（建設局道路計画課）

節	1 道路交通環境の整備
項	5 交通安全施設等整備事業の推進
目	4 交通円滑化対策の推進
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所  様々な交通問題の解消を目的とした交通施策を推進することによって、豊かな社会（道路混雑、環境負荷、事故等の軽減）の実現を図る。</p> <p>(2) 警察  交通管制システムの充実・高度化、信号機の高度化等により交通の円滑化を図る。</p> <p>(3) 北九州市（建設局道路計画課）  主要な渋滞ポイントにおける交通の円滑化を図るため、交差点改良や関係機関と連携し、渋滞の原因に対応した総合的な交通渋滞対策を推進し、道路混雑、環境負荷の低減を図る。</p> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所  交通の円滑化を図るため、バイパス等の整備を推進する。</p> <p>(2) 警察  ア 交通管制システムの充実を図る。  イ 信号制御の高度化（系統化、多現示化、半感应化等）を図る。  ウ 交通監視用カメラの高度化、交通情報板の効果的な運用を推進する。  エ 「福岡県交通渋滞対策協議会」における総合的な交通渋滞対策を推進する。</p> <p>(3) 北九州市（建設局道路計画課）  バイパスや環状線の整備による幹線道路ネットワークの整備や踏切の立体交差化などを実施する。</p> <p><b>3 前年度の実績</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所  今後の渋滞対策を検討するにあたり、福岡県交通渋滞対策協議会で県内の主要渋滞箇所のフォローアップや状況確認を実施。</p>	

実施機関：警察

節	1 道路交通環境の整備
項	5 交通安全施設等整備事業の推進
目	5 高度道路交通システム（ITS）の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>第4次社会資本整備重点計画に基づき、高度道路交通システム（ITS）の整備を計画的に推進し、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。</p> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(1) 集中制御機（北九州都市センター）の高度化、更新を図る。</p> <p>(2) 光ビーコンの整備拡充、交通管制センターの高度化等により新交通管理システム（UTMS）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡大等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路交通環境の実現を図る。</p>	

実施機関：北九州国道事務所、警察

節	1 道路交通環境の整備
項	5 交通安全施設等整備事業の推進
目	6 道路交通環境整備への住民参加の促進
<b>1 計画の実施方針及び重点</b> (1) 北九州国道事務所 安全な道路交通環境の整備に当たり、道路利用者の視点を生かすための施策を実施する。 (2) 警察 道路利用者等の視点に立った道路交通環境の整備を推進する。	
<b>2 計画の内容</b> (1) 北九州国道事務所 「道の相談室」を活用し、道路利用者の意見を道路交通環境の整備に反映する。また、道路交通環境の整備に係る住民の理解と協力を得るため、事業の整備効果等について積極的に公表する。 (2) 警察 県警ホームページ（「標識BOX」、「信号機BOX」等）に寄せられた意見や、地域住民等による交通安全総点検等の意見を道路交通環境整備に反映する。	

実施機関：北九州国道事務所、警察、北九州市（建設局道路計画課）

節	1 道路交通環境の整備
項	5 交通安全施設等整備事業の推進
目	7 連絡会議等の活用
<b>1 計画の実施方針及び重点</b> 県警と道路管理者で設置している「福岡県道路交通環境安全推進連絡会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。	
<b>2 計画の内容</b> (1) 福岡県道路交通環境安全推進連絡会議 事故危険箇所の進捗状況や事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の取組状況等について、福岡県道路交通環境安全推進連絡会議で報告を行うとともに、学識経験者を含む各委員からのアドバイスを受け、今後の取組へ反映する。	
<b>3 前年度の実績</b> 県内の事故発生状況の情報共有、事故危険箇所の進捗状況、事故危険区間における取り組み状況、生活道路における事故対策の取り組み、自転車通行空間整備について議論を実施。	

実施機関：北九州国道事務所、警察、北九州市（建設局道路計画課）

節	1 道路交通環境の整備
項	6 歩行者空間のバリアフリー化
目	
<b>1 計画の実施方針及び重点</b>	
(1) 北九州国道事務所 高齢者、身体障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためバリアフリー化施策を推進し、安全かつ安心して歩くことのできる歩行空間を整備する。	
(2) 警察 駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺にバリアフリー化施策を推進し、高齢者、身体障害のある人等が公共機関を利用した場合の利便性及び安全性の向上を図る。	
(3) 北九州市（建設局道路計画課） 高齢者、身体障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、バリアフリー化施策を推進し、安全かつ安心して歩くことのできる歩行空間を整備する。	
<b>2 計画の内容</b>	
(1) 北九州国道事務所 駅、公共施設、福祉施設、病院等を結ぶ歩行空間において、高齢者、身体障害のある人等にやさしい歩道整備、バリアフリー化を考慮し、歩道の段差解消、勾配の改善等を推進する。	
(2) 警察 ア 歩行者及び自転車利用者の安全・安心な道路交通環境を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について、道路管理者事業に合わせて交通規制の実施及び交通安全施設等の整備を推進する。 イ 高齢者や身体障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、道路管理者事業に併せた交通規制の実施及びバリアフリー対応型信号機（視覚障害のある人用付加装置信号機、歩車分離式信号等）等の整備を推進する。 ウ 高齢運転者の増加に対応するため、視認性を高める信号灯器の設置、道路標識・標示の高輝度化、高齢者が見やすく分かりやすい交通安全施設等の整備を推進する。 エ 高齢運転者等の安全な運転を支援するため、高齢運転者等が日常生活において利用する官公庁、病院、福祉施設等の駐車場が駐車需要を満たしていない場合は、必要に応じて当該施設の周辺道路における高齢運転者等専用駐車区間の整備を図る。	
(3) 北九州市（建設局道路計画課） 高齢者・障害のある人等の移動の円滑化のために、生活関連施設の周辺等を中心に、幅の広い歩道の整備、既存歩道の段差解消及び勾配の改善などを推進し、歩行空間のバリアフリー化を行う。	
<b>3 前年度の実績</b>	
(1) 北九州市（建設局道路計画課） 歩道の設置やバリアフリー化を行なった整備延長 4.0 k m	
<b>4 令和2年度の予算額</b>	
(1) 北九州市（建設局道路計画課） 609,000千円	

実施機関：北九州国道事務所、北九州市（建設局道路維持課）

節	1 道路交通環境の整備
項	7 無電柱化の推進
目	

### 1 計画の実施方針及び重点

- (1) 北九州国道事務所  
道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から無電柱化を推進する。
- (2) 北九州市（建設局道路維持課）  
安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性や都市景観の向上を図るため、小倉都心及び黒崎副都心などの景観重点整備地区等において電線類の地中化を推進する。

### 2 計画の内容

- (1) 北九州国道事務所  
無電柱化推進計画に基づき、まちなかの幹線道路だけでなく、歴史的街並みを保存すべき地区等を含めて、無電柱化を推進する。
- (2) 北九州市（建設局道路維持課）  
基本方針に基づき、以下の5路線で約4,700m（敷設延長）の地中化を実施する予定

路線名	整備延長(m)	道路種別及び整備手法	全体事業費 (千円)
国道199号	1,060	国道、電線共同溝	510,000
大蔵到津線外1線	2,020	県道、電線共同溝	606,000
北九州小竹線	820	県道、電線共同溝	300,000
城内大手町1号線	340	市道、電線共同溝	136,000
城内木町1号線	460	市道、電線共同溝	200,000
計 5路線	4,700		1,752,000

### 3 前年度の実績

(1) 北九州国道事務所

路線名	箇所名	事業規模	事業費(千円)
国道3号	春の町地区電線共同溝	L=1.1km	67,000
国道3号	筒井地区電線共同溝	L=0.5km	36,000
国道3号	則松地区電線共同溝	L=2.0km	93,000
国道10号	片野新町地区電線共同溝	L=1.3km	59,000
国道10号	霧ヶ丘地区電線共同溝	L=2.0km	91,000

- (2) 北九州市（建設局道路維持課）  
令和元年度 なし

### 4 令和2年度の予算額

(1) 北九州国道事務所

路線名	箇所名	事業規模	事業費(千円)
国道3号	春の町地区電線共同溝	L=1.1km	279,000
国道3号	筒井地区電線共同溝	L=0.5km	135,000
国道3号	則松地区電線共同溝	L=2.0km	93,000
国道10号	片野新町地区電線共同溝	L=1.3km	59,000
国道10号	霧ヶ丘地区電線共同溝	L=2.0km	91,000

(2) 北九州市（建設局道路維持課）

街路・道路事業等と一体的に進めており、無電柱化の予算は各路線の道路改築工事等の一部として計上されている。

実施機関：警察

節	1 道路交通環境の整備
項	8 効果的な交通規制の推進
目	
<b>1 計画の実施方針及び重点</b>	
道路整備、地域開発、商業施設の新設、道路料金の改定等による道路交通環境の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の交通実態、地域住民や道路利用者等の意見も踏まえ、計画的に交通規制の見直しを推進する。	
<b>2 計画の内容</b>	
(1) 地域の特性に応じた交通規制	
幹線道路では、駐停車禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等の交通流を整序化するための交通規制を実施する。	
生活道路では、「ゾーン30」を整備するなど、区域内の走行速度及び通過交通の抑制に重点を置いた対策を道路管理者と連携して推進する。	
(2) 安全で快適な都市交通確保のための交通規制	
都市部における計画的な交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図るとともに路線バス等の大型輸送機関の安全と円滑な通行を確保し、一般交通との調和を図る。	
(3) より合理的な交通規制の推進	
交通の安全と円滑、道路交通環境の変化、地域住民の意見・要望等を踏まえて、実態に応じた交通規制の見直しを推進する。	
また、交通規制の見直し後についても、道路交通環境の変化を踏まえ、継続して見直しを実施する。	
なお、交通規制の点検及び見直しに当たっては、県警ホームページにある「標識BOX」や「信号機BOX」等を通じて把握した市民の意見を十分に踏まえて適切に対応する。	

節	1 道路交通環境の整備
項	9 自転車利用環境の総合的整備
目	1 安全で快適な自転車利用環境の創出 2 自転車等の駐車対策の推進

## 1 計画の実施方針及び重点

### (1) 北九州国道事務所・警察

自転車の通行環境の面から良好な自転車交通秩序を実現するためには、自転車専用の通行空間を整備するとともに、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月19日国土交通省・警察庁）、「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言（平成28年3月31日安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会）を踏まえ、道路管理者と警察が連携した自転車通行空間の整備を推進し、自転車の走行ネットワークを確保する。

### (2) 北九州市（建設局道路維持課）

平成24年11月に自転車の利用環境の向上を図る総合計画として「北九州市自転車利用環境計画」を策定した。

本計画に基づき、自転車通行空間や駐輪施設などのハード整備に加え、ルール・マナー教育、利用促進などのソフト施策を推進する。

## 2 計画の内容

### (1) 北九州国道事務所

警察と連携しながら、計画的に自転車道、普通自転車専用通行帯等の整備を推進する。

### (2) 警察

#### ア 自転車通行環境の整備

#### (ア) 普通自転車専用通行帯等の整備

道路管理者と連携した計画的な普通自転車専用通行帯等の整備を推進する。

#### (イ) 広幅員歩道における普通自転車の歩道通行部分の指定

普通自転車歩道通行可の交通規制を実施している4メートル以上の広幅員歩道において、普通自転車の歩道通行部分指定の交通規制を検討する。

#### (ウ) 普通自転車歩道通行可の交通規制の見直し

○ 幅員3メートル未満の歩道においては、自転車の車道通行の安全性を確保した上で段階的に普通自転車歩道通行可の交通規制を解除する。

○ 普通自転車の歩道通行部分の指定がある場合等を除き、歩道をつなぐ自転車横断帯を撤去し、自転車と歩行者の分離を図る。

#### (エ) パーキング・メーター設置道路における自転車道等の整備

パーキング・メーター設置道路において自転車道等を整備するにあたっては利用率が低いパーキング・メーターを撤去する。

#### イ 自転車の安全な通行空間を阻害する違法駐車に対する指導取締りの推進

自転車の安全な通行空間を確保するため、交通事故実態、取締り要望等を踏まえた指導取締りを計画的に推進する。

### (3) 北九州市（建設局道路維持課）

「北九州市自転車利用環境計画」に基づき、以下のような施策を警察及び関係機関等と連携を図りながら実施する。

○利用実態に即した安全で快適な自転車通行空間の整備

○道路上への駐輪施設設置を視野に入れた違法駐輪対策

○整備済みの自転車通行空間を活用したルール指導や利用促進活動 など

### **3 前年度の実績**

(1) 警察

○普通自転車専用通行帯の整備 8区間、3,130m

(2) 北九州市（建設局道路維持課）

○自転車通行空間の整備10路線、7,000m

### **4 令和2年度の予算額**

(1) 北九州市（建設局道路維持課）

131,000千円

実施機関：北九州国道事務所、警察

節	1 道路交通環境の整備
項	10 高度道路交通システムの活用
目	1 道路交通情報通信システムの整備 2 新交通管理システムの推進 3 交通事故防止のための運転支援システムの推進 4 ETC2.0の展開 5 道路運送事業に係る高度情報化の推進
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通流の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的に高度道路交通システム（ITS）を推進する。</p> <p>(1) 北九州国道事務所</p> <p>ア 道路利用者の安全性・利便性の向上を図るために、情報通信技術を活用した路面情報の提供等による安全運転支援、道路工事や規制等の道路情報提供の高度化等に必要なシステムの整備を推進する。</p> <p>イ 交通安全、渋滞対策、環境改善などを目的とし、人と車と道路とを情報で結ぶITS技術を活用した次世代の道路（スマートウェイ）を目指す。</p> <p>(2) 警察</p> <p>高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコン等のインフラ整備を推進する。</p> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所</p> <p>ア VICSを活用した路面情報の提供を推進するとともに、道路情報板、ホームページ、携帯電話等を活用して、情報提供の充実を図る。</p> <p>イ カーナビ・ETCを進化させて一体化し、オールインワンで多様なサービスを実現する。このオールインワンのサービスに対応する通信手段として、道路に設置された「ITSスポット」とクルマ側の「ITSスポット対応カーナビ」との間で高速・大容量通信を行うことにより、広域な道路交通情報や画像も提供できるなど、様々なサービスが実現する。</p> <p>(2) 警察</p> <p>道路交通情報を提供する光ビーコン等の整備・拡充を推進するとともに、情報提供の充実を図る。</p>	

実施機関：北九州市（建築都市局都市交通政策課）

節	1 道路交通環境の整備
項	1 1 交通需要マネジメントの推進
目	1 公共交通機関利用の促進
<b>1 計画の実施方針及び重点</b> 過度のマイカー利用から地球環境にやさしい公共交通への利用転換を目指して、公共交通の利便性向上を図り、将来的にも市民の移動手段を確保していくとともに、円滑な道路交通の実現を図る。	
<b>2 計画の内容</b> 平成20年12月に策定し、平成28年8月に改定を行った「北九州市環境首都総合交通戦略（北九州市地域公共交通網形成計画）」に基づき、以下の方針に沿った施策を展開していく。  【理 念】 『みんなの思いやりと行動が支える、地球にやさしく安心して移動できるまち』を目指して～使おう公共交通、かしこくマイカー利用～  【基本方針】 <ul style="list-style-type: none"><li>・超高齢社会における『市民の足』の確保</li><li>・地球環境にやさしい交通手段の利用促進</li><li>・利用しやすく安心して快適な交通体系の構築</li></ul>	
<b>3 前年度の実績</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・モビリティマネジメントの実施</li><li>・おでかけ交通への支援・利用促進</li><li>・バス停整備補助</li><li>・各種公共交通利用促進施策の実施</li><li>・公共交通マップ作成</li></ul>	
<b>4 令和2年度の予算額</b> 218,555千円	

実施機関：北九州国道事務所、北九州市（建設局道路維持課）

節	1 道路交通環境の整備
項	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備
目	1 災害に備えた道路の整備

**1 計画の実施方針及び重点**

(1) 北九州国道事務所  
安全で安心して暮らせる地域の実現に向け、自然災害に対して安全で信頼性の高い道路網や安全な生活環境を確保する。

(2) 北九州市（建設局道路維持課）  
近年、大規模地震が多発していることから、被災時に円滑な救急・救援活動や緊急物資の輸送、復旧活動の支援等において重要な役割を果たす緊急輸送道路の機能を確保するため、橋梁の耐震補強を推進する。  
また、道路網は市民生活に欠かせない重要なものであるため、自然災害に強い安全・安心な交通環境を確保する。

**2 計画の内容**

(1) 北九州国道事務所  
大規模地震発生時における被害を軽減するため、橋梁の重大な損傷を防止する対策や耐震補強を推進する。  
また、豪雨等の異常時においても安全性を確保するため、道路斜面や盛土等の防災対策を推進する。

(2) 北九州市（建設局道路維持課）  
「北九州市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路で対策が必要な橋梁を優先し、耐震補強を推進する。  
また、豪雨等により道路に災害が及ぶ恐れのある法面等で道路防災点検を実施し、道路交通に支障を来す恐れのある箇所については、災害防除工事を実施する。

実施機関：警察、北九州市（建設局管理課、道路維持課）

節	1 道路交通環境の整備
項	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備
目	2 災害に強い交通安全施設等の整備

**1 計画の実施方針及び重点**

(1) 警察  
地震等の災害が発生した場合に備え、交通監視用カメラ、交通情報板等の交通安全施設等の整備及び通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通安全施設等の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止を防止するため、予備電源として信号機電源付加装置等の整備を推進する。

(2) 北九州市（建設局管理課、道路維持課）  
地震、豪雨等による災害が発生した場合においても、速やかに災害情報を提供し、安全な道路交通を確保する。

**2 計画の内容**

(1) 警察  
地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、信号機柱のコンクリート柱から強度の高い鋼管柱への立て替え、信号機電源付加装置、交通監視用カメラ、交通情報板等の整備を図るとともに、通行止めなどの交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通安全施設等整備を推進する。

(2) 北九州市（建設局管理課、道路維持課）  
道路情報提供装置を活用し、土砂崩れ等の災害情報を道路利用者へ提供する。

実施機関：北九州国道事務所、警察

節	1 道路交通環境の整備
項	1 2 災害に備えた道路交通環境の整備
目	3 災害発生時における交通規制

**1 計画の実施方針及び重点**

(1) 北九州国道事務所  
安全で安心して暮らせる地域の実現に向け、自然災害に対して安全で信頼性の高い道路網や安全な生活環境を確保する。

(2) 警察  
災害対策基本法等に基づき、緊急通行車両等以外の車両に対して、通行の禁止又は制限を実施し、的確かつ円滑な人命救助や物資輸送等の災害応急対策を確保する。

**2 計画の内容**

(1) 北九州国道事務所  
災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、北九州市や公安委員会等と連携して、交通誘導を実施するとともに、道路情報板、VICS、日本道路交通情報センターやホームページ等を活用し災害や迂回路情報を提供する。

(2) 警察  
大規模災害等の発生に備え、関係機関・団体と緊密に連携した総合的かつ実践的な訓練を実施する。

実施機関：北九州国道事務所、警察、北九州市（建設局管理課、道路維持課）

節	1	道路交通環境の整備
項	1 2	災害に備えた道路交通環境の整備
目	4	災害発生時における情報提供の充実

**1 計画の実施方針及び重点**

(1) 北九州国道事務所  
災害発生時にも、被災状況、迂回路情報及び復旧情報等を提供し、安全な道路交通を確保する。

(2) 警察  
被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や交通規制等に関する情報を的確に提供する。

(3) 北九州市（建設局管理課、道路維持課）  
地震、豪雨等による災害が発生した場合においても、速やかに災害情報を提供し、安全な道路交通を確保する。

**2 計画の内容**

(1) 北九州国道事務所  
災害発生時において、道路の被災状況等を、迅速かつ的確に収集・分析し、道路利用者等への提供の充実を図るため道路情報提供装置等の整備を推進する。

(2) 警察  
交通監視用カメラ、交通情報板等を効果的に活用し、道路交通情報の提供を行う。

(3) 北九州市（建設局管理課、道路維持課）  
道路情報提供装置を活用し、土砂崩れ等の災害情報を道路利用者へ提供する。

節	1 道路交通環境の整備
項	1 3 総合的な駐車対策の推進
目	1 きめ細かな駐車規制の推進 2 違法駐車対策の推進 3 駐車場等の整備 4 違法駐車を排除しようとする機運の醸成・高揚 5 ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

## 1 計画の実施方針及び重点

### (1) 警察

違法駐車取締りの推進、駐車監視員制度の効果的な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及など、駐車対策法制の適正かつ円滑な運用を図るとともに、道路環境、交通量、駐車需要等交通実態に応じた駐車規制の見直しや違法駐車防止に係る広報啓発活動など、交通の状況や地域の特徴に応じた総合的な駐車対策を推進する。

### (2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

交通事故・交通渋滞の原因となり、また、消火・救急活動を阻害するなど、市民生活に重大な支障をもたらす違法駐車等を防止する目的で制定した「北九州市違法駐車等の防止に関する条例（平成6年10月1日施行）」に基づき指定した「違法駐車等防止重点地域」において啓発活動を行う。また、違法駐車等を排除する機運の醸成を、行政・警察・市民・事業者・関係機関・団体が一体となって努める。

### (3) 北九州市（建築都市局都市交通政策課）

駐車場法で定める路外駐車場の届出審査を行うとともに、自動車の駐車需要を生じさせる原因となる建築物を対象に駐車施設の付置を義務づけ、安全で利用しやすい駐車施設の整備に努める。

## 2 計画の内容

### (1) 警察

#### ア 違法駐車取締りの推進

違法駐車の実態、地域住民の意見・要望等を踏まえ、迷惑性の高い駐（停）車違反に重点を置いた指導取締りを推進する。このほか、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及、悪質な運転者の責任追及等を徹底することにより、地域の駐車秩序の確立を図る。

#### イ きめ細やかな駐車規制の推進

地域住民の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに貨物集配中の車両や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を検討するなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

#### ウ 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用

保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反の検挙に努め、同法の効果的な運用を図る。

#### エ 広報啓発活動の効果的展開

報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐りに起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車等の迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車を排除しようとする気運の醸成を図る。

#### オ 路外駐車場の整備促進

北九州市、道路管理者及び施設管理者と連携して路外駐車場の整備促進を図る。

### (2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

J R 小倉駅南側地区違法駐車等防止重点地域において、違法駐車防止啓発活動員による助言・啓発活動を実施する。

(3) 北九州市（建築都市局都市交通政策課）

ア 駐車施設の付置義務制度による整備促進

駐車施設は、駐車需要を発生させる原因者の責務として整備することが原則であることから「建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例」により、建物の新築・増築を行う場合には、用途、面積等に応じた駐車施設の付置を義務づけている。

イ 公共的駐車施設の整備時の審査

一般公共の用に供される一定規模以上の路外駐車（一般時間貸し駐車場）を設置する者は、駐車場法に基づき、届出を行わなければならない。この届出の際に、技術的な基準を審査し、安全で利用しやすい駐車場の整備を推進している。

### 3 前年度の実績

(1) 警察（県下、令和元年）

ア 違法駐車取締り状況 (単位：件)

区 分	取締り件数	前年比
放置駐(停)車違反	38,780	-6,228
非放置駐(停)車違反	477	+33
保管場所法違反	29	-34

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）

違法駐車防止対策事業	活動員数 延べ48人(1日4人、2班体制) 活動日時 年間12日 12:00～16:00 啓発件数：879件
------------	--

(3) 北九州市（建築都市局都市交通政策課）

付置義務による整備(令和元年度)

箇所数	付置義務台数
21ヵ所	272台

### 4 令和2年度の予算額

北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心都市整備課）  
事業費 863千円

実施機関：北九州国道事務所、警察、  
北九州市（建設局管理課、道路維持課）

節	1 道路交通環境の整備
項	1 4 道路交通情報の充実
目	1 情報収集・提供体制の充実 2 高度道路交通システム（ITS）を活用した道路交通情報の高度化 3 適正な道路交通情報提供事業の促進 4 分かりやすい道路交通環境の確保

## 1 計画の実施方針及び重点

### (1) 北九州国道事務所

道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全で円滑な道路交通を確保するため、光ファイバーネットワーク等の新たな情報技術を活用しつつ、情報収集・提供体制の充実を図る。

最先端の情報通信技術を用いて人と道路と車とを情報でネットワークすることにより、交通事故、渋滞などといった道路交通問題の解決を目的とした高度道路交通システム（ITS）を推進する。

### (2) 警察

多様化する道路利用者のニーズに応えるため、道路交通情報を正確かつリアルタイムに提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

また、収集した道路交通情報を民間事業者へ提供し、同事業者による適正な道路交通情報の発信を促進する。

### (3) 北九州市（建設局管理課、道路維持課）

道路利用者の安全で円滑な道路交通を確保するため、交通の状況等により必要な箇所には、道路標識、道路情報提供装置を整備し、道路利用者へ道路交通情報の提供を推進する。

## 2 計画の内容

### (1) 北九州国道事務所

事前通行規制区間のライブカメラや雨量計、山間地における温度計等により情報収集し、光ファイバーネットワークで結ばれた道路情報板への表示、ホームページ、携帯電話等を活用して、情報提供の充実を図る。

### (2) 警察

ア 交通監視用カメラ、交通情報板、車両感知器等の情報収集・提供体制の充実を図る。

イ 交通の分散や交通渋滞の解消による交通の安全と円滑化を推進するため、道路交通情報通信システム（VICS）の整備を図る。

ウ 新交通管理システム（UTMS）の充実及びキーインフラである光ビーコンの整備を図る。

実施機関：北九州国道事務所、警察、  
北九州市（建設局管理課、市民文化スポーツ局安全・安心相談センター）

節	1 道路交通環境の整備
項	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
目	1 道路の使用及び占用の適正化等
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所 交通の円滑化を図るとともに、休憩場所の提供や分かりやすい道路案内を進めるとともに、道路の使用及び占用の適正化等によって、道路交通の円滑化を図る。</p> <p>(2) 警察 道路使用許可に当たっては、道路交通環境、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止、その他交通の安全と円滑の確保に配慮した適正な運用に努める。</p> <p>ア 道路工事の調整と交通保安対策の徹底 無秩序な道路使用等に起因する交通事故、交通渋滞等を抑止するため、道路使用許可に係る事務の適正な運用に努めるとともに、道路管理者との緊密な連携による工事の範囲、時期、安全対策等についての具体的な工事調整、工事施工者に対する道路使用許可条件の付与等による交通保安上の必要な措置の徹底を図る。</p> <p>イ 屋台・露店等の道路不正使用事案の是正等措置の徹底 道路使用の許可条件を遵守していない屋台、無許可での路上販売等の道路不正使用事案については、業者等に対して道路交通法違反として是正指導等の措置を徹底する。</p> <p>(3) 北九州市（建設局管理課、区役所まちづくり整備課）</p> <p>ア 工作物等の道路占用の適正化 イ 不法占用物件の排除等 ウ 路上違反広告物の規制</p> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所 道路の占用の許可等に当たっては、道路の構造を保全し、かつ、道路交通の安全と円滑を確保するため、適正に運用するとともに、許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。また、道路上の不法占用物件に対しては、警察等との共同取り締まりを行い、快適な道路環境の保全に努める。さらに、掘り返しを防止する抜本的対策として共同溝等の整備を推進する。</p> <p>(2) 警察</p> <p>ア 道路工事の調整と交通保安対策の徹底</p> <p>(ア) 道路工事の調整及び縮減 道路使用許可申請時において、道路調整会議における道路管理者の年間工事計画や路上工事縮減協議会における年末・年始時期等の路上工事縮減目標に基づき、合理的な工事調整等を実施する。</p> <p>(イ) 道路使用現場における点検・指導の強化 道路使用現場における許可条件の履行、路面回復及び交通安全施設等の原状回復措置状況の点検・指導を強化する。</p> <p>(ウ) 交通安全活動推進センター等の積極的活用 交通安全活動推進センター調査員による道路工事等の現地調査活動を強化するとともに、福岡県道路使用適正化協議会による広報啓発等の自主活動に対する積極的支援により、道路使用の適正化を図る。</p> <p>イ 屋台・露店等の道路不正使用事案の是正等措置の徹底</p> <p>(ア) 道路上における屋台、露店等の道路不正使用の実態調査を行うとともに、交通の妨害となっているものに対しては、強力な是正指導等の措置を行う。</p> <p>(イ) 屋台、露店等の道路不正使用事案は、道路管理上の支障も大きいことから、各道路</p>	

管理者との連携を強化し、道路使用許可の適正化を図る。

(3) 北九州市（建設局管理課、区役所まちづくり整備課）

ア 工作物等の道路占用の適正化

(ア) 工作物等の道路占用の適正化

道路上に設置する工作物等は、道路交通の障害となるため許可の適正を図る。

(イ) 地下埋設工事等の適正化

道路交通の障害防止及び道路の不経済な損傷防止のため、道路工事調整会議においてその趣旨の徹底を図る。

イ 不法占用物件の排除等

警察、地元と協力しながら通行人や車両通行を著しく阻害している路上の置看板等が氾濫している地域を重点的に、引き続き指導を行う。

路上の違法な看板等の広告物等をなくすため、道路占用に関する市民の意識向上を図るとともに、違法行為を続けている悪質な設置主については指導を継続し、従わない場合は、道路法の監督処分を踏まえ、行政代執行法による手続きを検討する。

ウ 路上違反広告物の規制

美観を害し、公衆に危険を及ぼすおそれのある違法なはり札等の除却に引き続き取り組み。また、屋外広告物を禁止地域、禁止物件（信号機、道路標識、電柱、街路樹等）に掲出しないよう指導し、その徹底を図る。

**3 前年度の実績**

(1) 北九州市（建設局管理課、区役所まちづくり整備課）

事業	内容	件数	事業費
屋外広告物 規制事務	はり紙除却	6,633件	33,551千円
	はり札除却	18,130件	
	立看板除却	95件	
道路管理システム	データ処理により、道路占用許可業務の合理化、道路工事調整業務の迅速化及び占用物件の管理により埋設工事等の事故防止を図るもの	—	64,090千円
道路不法 占用物件 除却	放置自動車の処分状況	5台	86千円

(2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心相談センター）

	事業内容	発見・通報 件数	事業費
生活環境 パトロー ル	道路の維持補修関係	2,790件	17,884千円
	道路占用工事関係	13件	
	道路上の不法行為関係	190件	
	河川関係	0件	
	公園関係	90件	
	その他	2,123件	

**4 令和2年度の予算額**

北九州市（建設局管理課、区役所まちづくり整備課）

屋外広告物規制事務 37,698千円

道路管理システム 63,653千円

道路不法占用物件除却 1,370千円

実施機関：北九州国道事務所

節	1 道路交通環境の整備
項	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
目	2 休憩施設等の整備の推進

**1 計画の実施方針及び重点**

(1) 北九州国道事務所

道路利用者への安全で快適な道路交通環境を確保し、地域どうしの連携の強化、また災害時には防災機能を発現する道の駅の整備を推進する。

**2 計画の内容**

(1) 北九州国道事務所

道の駅が、地域の拠点機能の強化の役割を担い、安全・安心な道路交通環境を確保できるよう、関係機関と連携し、整備を実施する。

また、自治体からの道の駅の構想等がある場合には、関係機関と調整し、相互協力できる体制を構築する。

実施機関：北九州市（建設局みどり・公園整備課）、北九州市教育委員会（指導第二課）

節	1 道路交通環境の整備
項	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
目	3 子供の遊び場等の確保
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>(1) 北九州市（建設局みどり・公園整備課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園等の整備</li> <li>・子どもの遊び場等の不足を解消するために、地域の方や公園利用者の意見を聞きながら、地域のニーズにあった公園の整備を推進する。</li> </ul> <p>(2) 北九州市教育委員会（指導第二課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立学校体育施設開放事業の推進</li> <li>地域スポーツの普及と子どもの安全な遊び場の確保のために学校教育に支障のない範囲で市立小中学校の体育施設を住民の利用に供する。</li> </ul> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(1) 北九州市（建設局みどり・公園整備課）</p> <p>市内2地区 ワークショップを実施予定</p> <p>(2) 北九州市教育委員会（指導第二課）</p> <p>児童の安全な遊び場の確保と北九州市民の健康の保持増進を目的とし、学校教育に支障のない範囲で、小学校及び中学校の体育施設を安全な遊び場や健全なスポーツ実施のために開放する。</p> <p><b>3 前年度の実績</b></p> <p>(1) 北九州市（建設局みどり・公園整備課）</p> <p>令和元年度実施 2校区</p> <p>(2) 北九州市教育委員会（指導第二課）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和元年度学校施設開放事業（遊び場開放） <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校 127校</li> <li>・年間利用者数 387,590名</li> <li>・開放回数 29,442回</li> </ul> </li> <li>○令和元年度学校施設開放事業（スポーツ開放） <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校 184校</li> <li>・年間利用者数 254,229名</li> <li>・開放回数 21,321回</li> </ul> </li> </ul> <p><b>4 令和2年度の予算額</b></p> <p>(1) 北九州市（建設局みどり・公園整備課）</p> <p>事業費 88,100千円</p> <p>(2) 北九州市教育委員会（指導第二課）</p> <p>学校施設開放事業（指導部）47,041千円</p>	

節	1 道路交通環境の整備
項	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
目	4 道路法に基づく通行の禁止又は制限
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められた場合には、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。</p>	
<p><b>2 計画の内容</b></p> <p>災害、異常気象等により、道路の破損、決壊等の恐れがあると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、県公安委員会の意見を聴取し、通行の禁止又は制限を行う。また、道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図る。</p>	

節	1 道路交通環境の整備
項	1 5 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
目	5 地域に応じた安全の確保
<p><b>1 計画の実施方針及び重点</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所 降雪に対する安全な通行の確保、路面凍結によるスリップ事故等を防止するため、道路の凍結対策を実施するとともに、気象、路面状況等の情報を収集し、道路利用者へ情報提供を実施する。</p> <p>(2) 警察 地域に応じた安全な道路交通を確保するため、道路管理者との綿密な連携による協議を実施する。</p> <p>(3) 北九州市（建設局道路維持課） 積雪・凍結のおそれがある地域においては、冬期の安全な道路交通を確保するため、警察との綿密な連携による協議を実施し、早めの通行止めや迅速な除雪の実施、凍結防止剤の散布を行なう。 さらに、安全な道路交通の確保に資するため、気象、路面状況等を収集し、道路利用者へ提供する道路情報提供装置等の整備を進める。</p> <p><b>2 計画の内容</b></p> <p>(1) 北九州国道事務所 路面の凍結が発生しやすく、その影響が大きい区間を対象に、路面の凍結が予想される場合には凍結防止剤を現場の状況に応じて適宜散布を実施する。 降雪が多い場合には、大規模な通行止めが生じないように、また一定程度の旅行速度が保たれるよう除雪を実施する。 大雪時においては、関係機関と連携の上、必要に応じてチェーン装着依頼規制や除雪のための通行止めを実施する。 黒崎バイパスにおいては、福岡北九州高速道路公社と連携し、道路利用者の安全な通行の確保に努める。</p> <p>(2) 警察 安全な道路交通の確保に資するため、積雪・凍結・冠水・土砂災害等のおそれのある場合には、気象状況、路面状況等の早期情報収集を行い、道路利用者へ情報を提供する道路情報提供装置等の整備を推進する。 特に、例年積雪・凍結の交通障害が発生する路線については、早めの道路通行止めや迅速な除雪の実施、凍結防止剤散布の実施、チェーン着脱場等の路外施設の整備を道路管理者に要請していく。</p> <p>(3) 北九州市（建設局道路維持課） 道路情報提供装置等を活用し、気象、路面状況等に応じた情報を道路利用者へ提供する。</p>	